(23－3)　割当予定先の状況

次のａからｇまでに掲げる事項について、割当予定先（第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この様式において同じ。）ごとに当該ａからｇまでに定めるところにより記載すること。

また、割当予定先が特定引受人（会社法第206条の２第１項又は第244条の２第１項に規定する特定引受人をいう。以下この様式において同じ。）に該当する場合であって、当該特定引受人に関する事項を記載するときには、ｈに定めるところにより記載すること。

ａ　割当予定先の概要　次の(a)から(d)までに掲げる割当予定先の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を記載すること。(d)に定める事項については可能な範囲で記載すること。

［(a)～(c)　略］

(d)　有価証券報告書提出会社及び有価証券報告書提出会社以外の法人以外の団体　名称、所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先（割当予定先が非居住者の場合に限る。）、出資額、組成目的、主たる出資者及びその出資比率並びにその業務執行組合員又はこれに類する者（以下この様式において「業務執行組合員等」という。）に関する事項（(a)から(d)までに掲げる当該業務執行組合員等の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項とする。）

なお、割当予定先又は業務執行組合員等が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。㉘ｂ及び㊹ｃにおいて同じ。）までを記載しても差し支えない。

［ｂ～ｈ　略］

［(23－4)・(23－5)　略］

(23－6)　大規模な第三者割当に関する事項

この届出書に係る第三者割当により次に掲げる場合のいずれかに該当することとなる場合には、その旨及びその理由を記載すること。なお、議決権の数の算出に当たっては、算定の基礎となる株式の数が届出日後のいずれか一の日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合には、届出日又はその前日のいずれかの日の市場価額その他の指標に基づいて計算すること。

ａ　第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式に係る議決権の数（当該議決権の数に比して、当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに交付される株式又は新株予約権（社債に付されているものを含む。以下(23－6)及び(23－7)において「株式等」という。）に係る議決権の数が大きい場合には、当該議決権の数のうち最も大きい数をいい、以下(23－6)及び(23－7)において「割当議決権数」という。）（この届出書に係る株券等の募集又は売出しと並行して行われており、又はこの届出書の提出日前６月以内に行われた第三者割当がある場合には、割当議決権数に準じて算出した当該第三者割当により割り当てられ、又は割り当てられた株式等に係る議決権の数（当該第三者割当以後に株式分割が行われた場合にあっては当該株式分割により増加した議決権の数を加えた数、株式併合が行われた場合にあっては当該株式併合により減少した議決権の数を除いた数。以下ａにおいて「加算議決権数」という。）を含む。）を提出者の総株主の議決権（「第二部　企業情報」の「第４　提出会社の状況」の「１　株式等の状況」の「(6)　議決権の状況」の「①　発行済株式」に記載すべき総株主の議決権をいう。ｂ及び(23－7)ｃにおいて同じ。）の数から加算議決権数を控除した数で除した数が0.25以上となる場合

［ｂ・ｃ　略］

(23－3)　割当予定先の状況

次のａからｇまでに掲げる事項について、割当予定先（第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この様式において同じ。）ごとに当該ａからｇまでに定めるところにより記載すること。

また、割当予定先が特定引受人（会社法第206条の２第１項又は第244条の２第１項に規定する特定引受人をいう。以下この様式において同じ。）に該当する場合であって、当該特定引受人に関する事項を記載するときには、ｈに定めるところにより記載すること。

ａ　［同左］

［(a)～(c)　同左］

(d)　有価証券報告書提出会社及び有価証券報告書提出会社以外の法人以外の団体　名称、所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先（割当予定先が非居住者の場合に限る。）、出資額、組成目的、主たる出資者及びその出資比率並びにその業務執行組合員又はこれに類する者（以下この様式において「業務執行組合員等」という。）に関する事項（(a)から(d)までに掲げる当該業務執行組合員等の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項とする。）

なお、割当予定先又は業務執行組合員等が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。㉘ｂ及び㊺ｃにおいて同じ。）までを記載しても差し支えない。

［ｂ～ｈ　同左］

［(23－4)・(23－5)　同左］

(23－6)　大規模な第三者割当に関する事項

この届出書に係る第三者割当により次のいずれかに掲げる場合に該当することとなる場合には、その旨及びその理由を記載すること。なお、議決権の数の算出に当たっては、算定の基礎となる株式の数が届出日後のいずれか一の日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合には、届出日又はその前日のいずれかの日の市場価額その他の指標に基づいて計算すること。

ａ　第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式に係る議決権の数（当該議決権の数に比して、当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに交付される株式又は新株予約権（社債に付されているものを含む。以下(23－6)及び(23－7)において「株式等」という。）に係る議決権の数が大きい場合には、当該議決権の数のうち最も大きい数をいい、以下(23－6)及び(23－7)において「割当議決権数」という。）（この届出書に係る株券等の募集又は売出しと並行して行われており、又はこの届出書の提出日前６月以内に行われた第三者割当がある場合には、割当議決権数に準じて算出した当該第三者割当により割り当てられ、又は割り当てられた株式等に係る議決権の数（当該第三者割当以後に株式分割が行われた場合にあっては当該株式分割により増加した議決権の数を加えた数、株式併合が行われた場合にあっては当該株式併合により減少した議決権の数を除いた数。以下ａにおいて「加算議決権数」という。）を含む。）を提出者の総株主の議決権（「第二部　企業情報」の「第４　提出会社の状況」の「(7)　議決権の状況」の「①　発行済株式」に記載すべき総株主の議決権をいう。以下ｂ及び(23－7)のｃにおいて同じ。）の数から加算議決権数を控除した数で除した数が0.25以上となる場合

［ｂ・ｃ　同左］